

糸島市国民保護計画（変更）

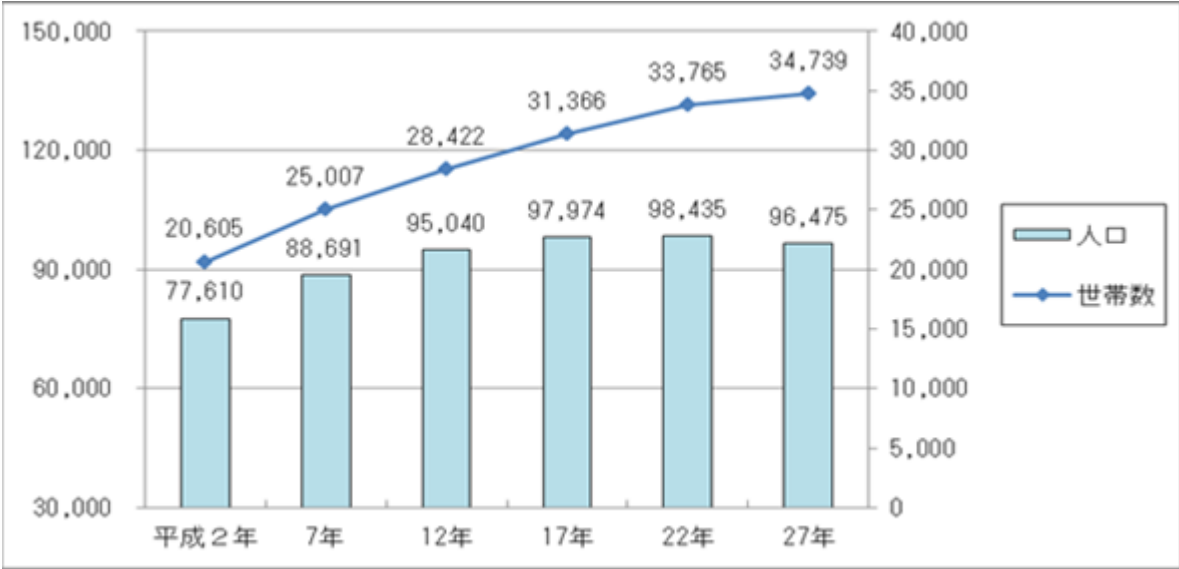
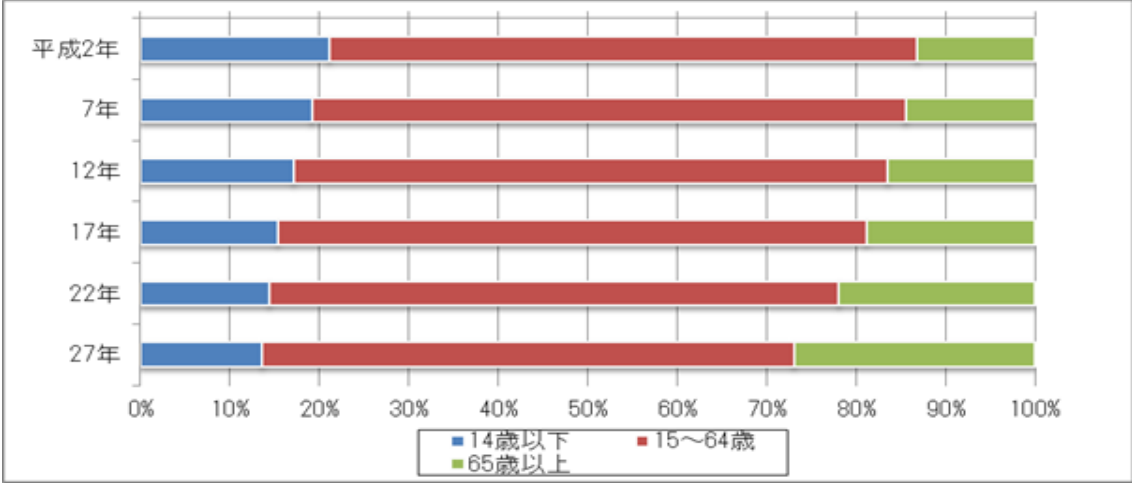
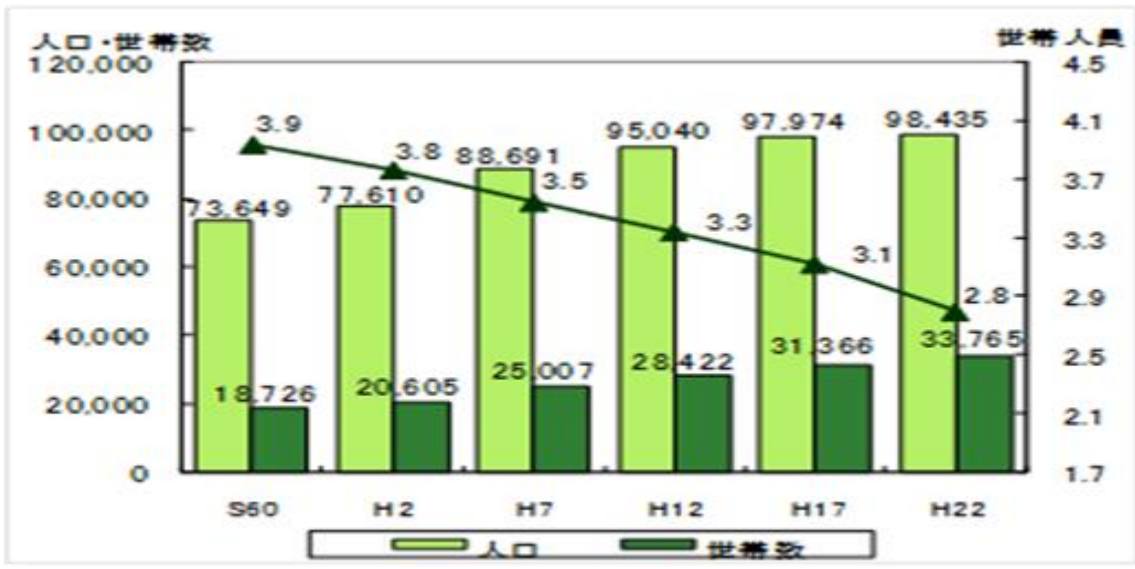
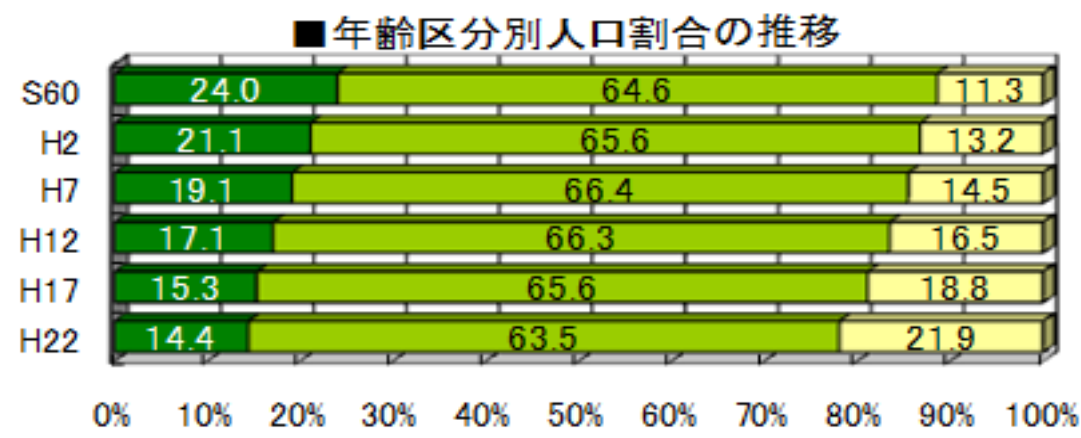
（新旧対照表）

糸島市

糸島市国民保護計画 新旧対照表

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 1 P3 県条例の制定による修正 (福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例)	第 1 編 総論 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (6) 高齢者、 <u>障がいのある人</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、 <u>障がいのある人</u> その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	第 1 編 総論 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (6) 高齢者、 <u>障がい者</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
整理番号 2 P9 表現を市地域防災計画と合わせた時点修正	第 4 章 市の地理的、社会的特徴 (3) 気候 本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強い <u>曇天の日が多い山陰型</u> の気候に属しており、時には山地部に積雪を記録する。 気温は、 <u>年間平均 15.7℃（過去 10 年間平均）</u> と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが 1～2 月で <u>日平均 6℃前後となり</u> 、最も高くなる 7～8 月は <u>日平均 26～27℃前後</u> まで上昇する。 年間降水量は、過去 30 年間の平均が 1,670 mm 程度である。6～7 月の梅雨時期及び台風期にあたる 6～9 月の 4 ヶ月間で年間の約 54% を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。 年間平均風速は 2.0m/s 程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。	第 4 章 市の地理的、社会的特徴 (3) 気候 本市は、対馬暖流（黒潮）の影響を受けた比較的温暖な気候であるが、冬季は北西の季節風が強く低温で晴天が少ない <u>日本海型</u> の気候区に属しており、時には山地部に積雪を記録する。 気温は、 <u>夏季平均 26.0℃、冬季平均 6.9℃、年間平均 16.5℃（過去 10 年間平均）</u> と温帯系を示している。気温が最も低くなるのが 1～2 月で <u>最低気温平均は－2.8℃（過去 10 年間平均）</u> 、最も高くなる 7～8 月は <u>最高気温平均（過去 10 年間平均）は 36.3℃</u> まで上昇する。 年間降水量は、過去 10 年間の平均が 1,680mm 程度である。6～7 月の梅雨時期及び台風期にあたる 6～9 月の 4 ヶ月間で年間の約 56% を占める降雨があり、集中豪雨はこの期間に多く記録されている。 年間平均風速は 2.0m/s 程度と比較的穏やかであり、年間を通して北東の風が多い。

現行計画書頁	変更後	現行計画																																																																																																																																									
整理番号 3 P9 表現を市地域防災計画と 合わせた時点修正	■本市の気候（平均値） <table><tr><th>月</th><th>平均気温 (℃)</th><th>最高気温 (℃)</th><th>最低気温 (℃)</th><th>平均風速 (m/s)</th><th>日照時間 (hr)</th><th>降水量 (mm)</th></tr><tr><td>1 月</td><td>5.9</td><td>9.7</td><td>1.9</td><td>2.2</td><td>97.0</td><td>75.9</td></tr><tr><td>2 月</td><td>6.6</td><td>10.7</td><td>2.3</td><td>2.2</td><td>119.8</td><td>78.2</td></tr><tr><td>3 月</td><td>9.5</td><td>13.8</td><td>4.8</td><td>2.2</td><td>146.3</td><td>121.7</td></tr><tr><td>4 月</td><td>14.0</td><td>19.0</td><td>8.9</td><td>2.1</td><td>180.6</td><td>120.8</td></tr><tr><td>5 月</td><td>18.4</td><td>23.5</td><td>13.6</td><td>2.0</td><td>190.6</td><td>137.8</td></tr><tr><td>6 月</td><td>22.2</td><td>26.6</td><td>18.5</td><td>2.0</td><td>145.4</td><td>248.9</td></tr><tr><td>7 月</td><td>26.3</td><td>30.3</td><td>23.1</td><td>2.0</td><td>179.3</td><td>285.2</td></tr><tr><td>8 月</td><td>27.1</td><td>31.4</td><td>23.6</td><td>1.9</td><td>196.3</td><td>174.6</td></tr><tr><td>9 月</td><td>23.4</td><td>27.1</td><td>19.7</td><td>1.8</td><td>163.2</td><td>193.2</td></tr><tr><td>10 月</td><td>18.0</td><td>23.0</td><td>13.3</td><td>1.7</td><td>175.3</td><td>79.3</td></tr><tr><td>11 月</td><td>12.8</td><td>17.5</td><td>8.1</td><td>1.8</td><td>133.6</td><td>92.0</td></tr><tr><td>12 月</td><td>8.1</td><td>12.4</td><td>3.6</td><td>2.1</td><td>113.7</td><td>67.6</td></tr><tr><td>全年</td><td>16.1</td><td>20.5</td><td>11.8</td><td>2.0</td><td>1842.3</td><td>1677.0</td></tr></table> 資料：気象庁「過去の気象データ」前原気象観測所（アメダス） （注）統計期間は1981～2010の30年（日照時間は1986～2010の25年）	月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)	1 月	5.9	9.7	1.9	2.2	97.0	75.9	2 月	6.6	10.7	2.3	2.2	119.8	78.2	3 月	9.5	13.8	4.8	2.2	146.3	121.7	4 月	14.0	19.0	8.9	2.1	180.6	120.8	5 月	18.4	23.5	13.6	2.0	190.6	137.8	6 月	22.2	26.6	18.5	2.0	145.4	248.9	7 月	26.3	30.3	23.1	2.0	179.3	285.2	8 月	27.1	31.4	23.6	1.9	196.3	174.6	9 月	23.4	27.1	19.7	1.8	163.2	193.2	10 月	18.0	23.0	13.3	1.7	175.3	79.3	11 月	12.8	17.5	8.1	1.8	133.6	92.0	12 月	8.1	12.4	3.6	2.1	113.7	67.6	全年	16.1	20.5	11.8	2.0	1842.3	1677.0	月別平均気温と平均降水量 <table><tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th></tr><tr><td>平均降水量 (mm)</td><td>55.6</td><td>88.2</td><td>103.3</td><td>103.4</td><td>99.5</td><td>223.7</td><td>330.9</td><td>244.7</td><td>144.9</td><td>89.3</td><td>117.1</td><td>79.7</td></tr><tr><td>平均気温 (℃)</td><td>5.9</td><td>7.2</td><td>10.0</td><td>14.2</td><td>19.0</td><td>22.8</td><td>27.2</td><td>28.0</td><td>24.3</td><td>19.1</td><td>13.2</td><td>7.7</td></tr></table>		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均降水量 (mm)	55.6	88.2	103.3	103.4	99.5	223.7	330.9	244.7	144.9	89.3	117.1	79.7	平均気温 (℃)	5.9	7.2	10.0	14.2	19.0	22.8	27.2	28.0	24.3	19.1	13.2	7.7
月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)																																																																																																																																					
1 月	5.9	9.7	1.9	2.2	97.0	75.9																																																																																																																																					
2 月	6.6	10.7	2.3	2.2	119.8	78.2																																																																																																																																					
3 月	9.5	13.8	4.8	2.2	146.3	121.7																																																																																																																																					
4 月	14.0	19.0	8.9	2.1	180.6	120.8																																																																																																																																					
5 月	18.4	23.5	13.6	2.0	190.6	137.8																																																																																																																																					
6 月	22.2	26.6	18.5	2.0	145.4	248.9																																																																																																																																					
7 月	26.3	30.3	23.1	2.0	179.3	285.2																																																																																																																																					
8 月	27.1	31.4	23.6	1.9	196.3	174.6																																																																																																																																					
9 月	23.4	27.1	19.7	1.8	163.2	193.2																																																																																																																																					
10 月	18.0	23.0	13.3	1.7	175.3	79.3																																																																																																																																					
11 月	12.8	17.5	8.1	1.8	133.6	92.0																																																																																																																																					
12 月	8.1	12.4	3.6	2.1	113.7	67.6																																																																																																																																					
全年	16.1	20.5	11.8	2.0	1842.3	1677.0																																																																																																																																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																															
平均降水量 (mm)	55.6	88.2	103.3	103.4	99.5	223.7	330.9	244.7	144.9	89.3	117.1	79.7																																																																																																																															
平均気温 (℃)	5.9	7.2	10.0	14.2	19.0	22.8	27.2	28.0	24.3	19.1	13.2	7.7																																																																																																																															
整理番号 4 P10 時点修正	（４）人口と世帯 ○総人口と世帯数 本市の人口は、令和元 9 月末日の住民基本台帳人口は 101,741 人となっている。 同じく世帯数は 42,658 世帯で、転入世帯の増加や核家族化の進行に伴い増加しているが、一方で 1 世帯当たりの人員は年々減少している。 高齢化率は上昇傾向にあり、校区別では漁村地域や中山間地域を有する校区で高くなっている。	（４）人口と世帯 ○総人口と世帯数 国勢調査によると、本市の人口は平成 12 年(95,040 人)から平成 22 年(98,435 人)にかけて 3,395 人増加した。10 年間で約 3.57%の増と人口は増加しているが、住民基本台帳人口では、近年の人口は微減で推移している。平成 27 年 3 月 31 日現在の人口（住民基本台帳）は、99,877 人である。 同じく平成 22 年の本市の世帯数は 33,765 世帯で、転入世帯の増加や核家族化の進行に伴い増加しているが、一方で 1 世帯当たりの人員は年々減少している。住民基本台帳によると平成 27 年 3 月 31 日現在で 39,174 世帯となっている。 高齢化率は、上昇傾向にあるが、校区別では漁村地域や中山間地域を有する校区で高くなっている。																																																																																																																																									

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 5 P10 時点修正	■人口・世帯数の推移（平成2年～平成27年）  ○年齢別人口 平成27年の年齢別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）が13.6%、生産年齢人口（15～64歳）が60.5%、老年人口（65歳以上）が25.9%となっており、平成2年からの推移を見ると、少子高齢化により人口構造が大きく変化していることが分かる。 ■年齢3区分別割合の推移（平成2年～平成27年） 	■人口・世帯数の推移（昭和60年～平成22年）  ○年齢別人口 平成22年の年齢別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）が14.4%、生産年齢人口（15～64歳）が63.5%、老年人口（65歳以上）が21.9%となっており、昭和60年からの推移を見ると、少子高齢化により人口構造が大きく変化していることが分かる。 ■年齢3区分別割合の推移（昭和60年～平成22年） 

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 6 P11 時点修正	第 4 章 市の地理的、社会的特徴 (6) 鉄道、港湾の位置等 鉄道については、JR 筑肥線が国道202 号と並行して本市の市街地の中心部を東西に貫通している。本市のJR 駅は、波多江駅、糸島高校前駅、筑前前原駅、美咲が丘駅、加布里駅、一貴山駅、筑前深江駅、大入駅、福吉駅、鹿家駅の 1 0 駅がある。 筑肥線は昭和58 年に電化され、福岡市営地下鉄との相互乗入れが開始された。その後さらに、平成12 年 1 月からはJR 筑前前原駅とJR 下山門駅間が複線化され、福岡市への交通利便性が向上した。 市内JR各駅における平成29年度の乗降客数は、筑前前原駅が14,779人と最も多く、次いで波多江駅 5,985人、美咲が丘駅 2,111人の順になっており、筑前前原駅と波多江駅は1日の乗降客数が5,000人以上の特定旅客施設である。	第 4 章 市の地理的、社会的特徴 (6) 鉄道、港湾の位置等 鉄道については、JR 筑肥線が国道202 号と並行して本市の市街地の中心部を東西に貫通している。本市のJR 駅は、波多江駅、筑前前原駅、美咲が丘駅、加布里駅、一貴山駅、筑前深江駅、大入駅、福吉駅、鹿家駅の 9 駅がある。 筑肥線は昭和58 年に電化され、福岡市営地下鉄との相互乗入れが開始された。その後さらに、平成12 年 1 月からはJR 筑前前原駅とJR 下山門駅間が複線化され、福岡市への交通利便性が向上した。 市内JR各駅における平成20年度の乗降客数は、筑前前原駅が最も多く、次いで波多江駅、筑前深江駅の順になっており、筑前前原駅と波多江駅は1日の乗降客数が5,000人以上の特定旅客施設である。
整理番号 7 P13 国の指針、県計画の変更に伴う修正	第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態 ③ 弾道ミサイル攻撃 イ 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予測されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。	第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態 ③ 弾道ミサイル攻撃 イ 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予測されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。
整理番号 8 P15 県計画の文言に合わせた修正	2 緊急対処事態 (2) 攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ウ 留意点 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、県が行う緊急被ばく医療に協力する。	2 緊急対処事態 (2) 攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ウ 留意点 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、県が行う緊急被ばく医療に協力する。

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 9 P27 県条例の制定による修正	第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項（運用面 7 段目） ・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がいのある人、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がいのある人、外国人等に対する伝達に配慮する。 第 5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (2) 体制の整備に当たっての留意事項（運用面 7 段目） ・国民に情報を提供するに当たっては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び自治会、町内会等関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、防災における体制を踏まえ、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮する。 第 5 研修及び訓練 2 訓練 (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を<u>図る</u>。
整理番号 1 0 P31 国の指針、県計画の変更に伴う修正		

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 1 4 P35～36 国の基本指針に基づく加筆修正 <		

現行計画書頁	変更後	現行計画																						
整理番号 1 6 P45～46 組織改編による課名、分掌事務の修正	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 2 章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 【市の各部における武力攻撃事態における業務】 <table><tr><th>部</th><th>班 名</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="4">総務 対策部</td><td>総務班 (総務課)</td><td> ・武力攻撃災害(以下「災害」という)時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・他の部の所管に属さないこと ・各対策班の応援に関すること </td></tr><tr><td>人事班 (人事課)</td><td> ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること </td></tr><tr><td>公共施設マネジメント推進班 (公共施設マネジメント推進室)</td><td> ・災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・各対策班の応援に関すること </td></tr><tr><td>危機管理班 (危機管理課)</td><td> ・市国民保護対策本部全般に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること ・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・り災証明の発行に関すること ・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること </td></tr></table>	部	班 名	分 掌 事 務	総務 対策部	総務班 (総務課)	・武力攻撃災害(以下「災害」という)時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・他の部の所管に属さないこと ・各対策班の応援に関すること	人事班 (人事課)	・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること	公共施設マネジメント推進班 (公共施設マネジメント推進室)	・災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・各対策班の応援に関すること	危機管理班 (危機管理課)	・市国民保護対策本部全般に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること ・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・り災証明の発行に関すること ・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 2 章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 【市の各部における武力攻撃事態における業務】 <table><tr><th>部</th><th>班 名</th><th>分 掌 事 務</th></tr><tr><td rowspan="3">総務 対策部</td><td>総務班 (総務課)</td><td> ・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと </td></tr><tr><td>人事班 (人事課)</td><td> <u>・職員の動員及び参集状況調査に関すること</u> <u>・職員及びその家族の被害調査に関すること</u> <u>・各対策班の応援に関すること</u> </td></tr><tr><td>危機管理班 (危機管理課)</td><td> ・市国民保護対策本部に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること <u>・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること</u> <u>・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること</u> <u>・物資の輸送に関すること</u> ・り災証明の発行に関すること <u>・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること</u> ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること </td></tr></table>	部	班 名	分 掌 事 務	総務 対策部	総務班 (総務課)	・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと	人事班 (人事課)	<u>・職員の動員及び参集状況調査に関すること</u> <u>・職員及びその家族の被害調査に関すること</u> <u>・各対策班の応援に関すること</u>	危機管理班 (危機管理課)	・市国民保護対策本部に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること <u>・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること</u> <u>・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること</u> <u>・物資の輸送に関すること</u> ・り災証明の発行に関すること <u>・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること</u> ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること
部	班 名	分 掌 事 務																						
総務 対策部	総務班 (総務課)	・武力攻撃災害(以下「災害」という)時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・他の部の所管に属さないこと ・各対策班の応援に関すること																						
	人事班 (人事課)	・職員の動員及び参集状況調査に関すること ・職員及びその家族の被害調査に関すること ・各対策班の応援に関すること																						
	公共施設マネジメント推進班 (公共施設マネジメント推進室)	・災害対策従事者の食料、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・各対策班の応援に関すること																						
	危機管理班 (危機管理課)	・市国民保護対策本部全般に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること ・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること ・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること ・物資の輸送に関すること ・り災証明の発行に関すること ・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること																						
部	班 名	分 掌 事 務																						
総務 対策部	総務班 (総務課)	・災害時における通信の確保に関すること ・部内外の連絡調整に関すること ・部内の被害状況の取りまとめに関すること ・他の部の所管に属さないこと																						
	人事班 (人事課)	<u>・職員の動員及び参集状況調査に関すること</u> <u>・職員及びその家族の被害調査に関すること</u> <u>・各対策班の応援に関すること</u>																						
	危機管理班 (危機管理課)	・市国民保護対策本部に関すること ・避難勧告・指示の伝達に関すること ・県・その他関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請、及び協力機関の協力要請に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・警戒区域の設定、緊急通報の伝達に関すること ・防災行政無線の運用、管理に関すること ・応急救助及び応急対策に要する労働力の提供に関すること ・関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に関すること ・災害資料の作成及び災害記録に関すること ・避難、救護施設等の選定等に関すること <u>・災害対策従事者の食糧、飲料水、宿泊の確保に関すること</u> <u>・被災者に対する救援物資の調達配分に関すること</u> <u>・物資の輸送に関すること</u> ・り災証明の発行に関すること <u>・市国民保護対策本部及び現地対策本部設置又は廃止並びに配置規模に関すること</u> ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・特殊標章等の交付、許可に関すること																						

現行計画書頁	変更後			現行計画		
整理番号 1 6 P47 組織改編による課名、分掌事務の修正						
	部	班 名	分 掌 事 務	部	班 名	分 掌 事 務
	市民 対策部	生活環境班 (生活環境課)	・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・動物の保護、収容に関する事 ・廃棄物処理費の減免申請に関する事 ・死体収容処理及び埋火葬に関する事 ・し尿の処理に関する事	市民 対策部	生活環境班 (生活環境課)	・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・動物の保護、収容に関する事
		環境施設班 (環境施設課)	・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事 ・災害時の廃棄物の処理指導に関する事 ・廃棄物処理費の減免申請に関する事 ・死体収容処理及び埋火葬に関する事 ・し尿の処理に関する事		環境施設班 (環境施設課)	<u>・被災地の廃棄物処理体制の確保に関する事</u> <u>・災害時の廃棄物の処理指導に関する事</u> <u>・廃棄物処理費の減免申請に関する事</u> <u>・死体収容処理及び埋火葬に関する事</u> <u>・し尿の処理に関する事</u>
	健康 増進 対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	・医療班の編成及び活動に関する事 ・防疫班の編成及び活動に関する事 ・応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事 ・指定避難所、救護施設等の防疫に関する事 ・要配慮者（乳幼児、妊婦）の対策に関する事	健康 増進 対策部	健康づくり班 (健康づくり課)	・医療班の編成及び活動に関する事 ・防疫班の編成及び活動に関する事 ・応急救護、医薬品、衛生材料の供給に関する事 ・<u>避難所</u>、救護施設等の防疫に関する事 ・要配慮者（乳幼児、妊婦）の対策に関する事
		介護・高齢者支援班 (介護・高齢者支援課)	・要配慮者（要介護者、高齢者）の対策に関する事 ・介護福祉施設等との連携に関する事 ・高齢者福祉施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅の供給に関する事		介護・高齢者支援班 (介護・高齢者支援課)	・要配慮者（要介護者、高齢者）の対策に関する事 ・介護福祉施設等との連携に関する事 ・<u>障がい者及び高齢者福祉施設</u>における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅の供給に関する事

現行計画書頁	変更後			現行計画		
整理番号 1 6 P47～48 組織改編による課名、分掌事務の修正 県条例の制定による修正						
	部	班 名	分 掌 事 務	部	班 名	分 掌 事 務
	人権 福祉 対策部	福祉支援班 (福祉支援課)	・要配慮者（障がいのある人）の対策に関する事 ・災害ボランティア本部との連携に関する事 ・障がい者施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅での支援に関する事	市民 対策部	福祉支援班 (福祉支援課)	・要配慮者（障がい者）の対策に関する事 ・災害ボランティア本部との連携に関する事 ・障がい者施設における避難、福祉避難所等の開設に関する事 ・福祉仮設住宅での支援に関する事
		子ども班 (子ども課)	・児童福祉施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事 ・被災入園者の調査及び応急対策に関する事 ・児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・炊き出しの実施、支援に関する事 ・児童福祉施設における福祉避難所等の開設に関する事		子ども班 (子ども課)	・児童福祉施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関する事 ・被災入園者の調査及び応急対策に関する事 ・児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 <u>・炊き出しの実施、支援に関する事</u>
	建設 都市 対策部	都市計画班 (都市計画課)	・被災建築物・宅地危険度判定の実施に関する事 ・被災住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の建設に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事	建設 都市 対策部	都市計画班 (都市計画課)	・被災建築物・宅地危険度判定の実施に関する事 ・被災住宅の応急修理に関する事 ・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事
		都市整備班 (都市整備課)	・応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の建設に関する事 ・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事		都市整備班 (都市整備課)	<u>・応急仮設住宅、福祉仮設住宅及び公営住宅の建設に関する事</u> <u>・災害対策事務及び各対策班の応援に関する事</u>

現行計画書頁	変更後			現行計画									
整理番号 1 6 P48 組織改編による課名、分掌事務の修正	産業振興対策部	部	班 名	分 掌 事 務	部	班 名	分 掌 事 務						
			農林水産班 (農林水産課)	・農地の被害調査及び応急対策に関すること ・農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関すること ・樹園地及び開拓地の被害調査並びに応急対策に関すること ・林産物の被害調査及び応急対策に関すること ・林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関すること ・応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関すること ・水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・水産業者の被害調査及び応急対策に関すること ・被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること ・船舶の被害及び応急対策に関すること		農林土木班 (農林土木課)	・農地の被害調査及び応急対策に関すること ・農道、頭首工、ため池及び水路の被害調査並びに応急対策に関すること ・樹園地及び開拓地の被害調査並びに応急対策に関すること ・林産物の被害調査及び応急対策に関すること ・林道、その他治山施設の被害調査及び応急対策に関すること ・応急対策用資材（木材）等の調達・配分に関すること						
				商工観光班 (商工観光課)			・食料及び生活物資の確保、供給に関すること ・商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・商工業者の被害調査及び応急対策に関すること ・被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること ・市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関すること ・観光客の把握・避難等の支援及び旅行者、滞在者の安全確保に関すること ・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること	産業振興対策部	水産商工班 (水産商工課)	・水産施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・水産業者の被害調査及び応急対策に関すること ・被災水産業者に対する融資の斡旋に関すること ・船舶の被害及び応急対策に関すること ・食糧及び生活物資の確保、供給に関すること ・商工業施設における避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・商工業者の被害調査及び応急対策に関すること ・被災商工業者に対する融資の斡旋に関すること ・市が造成した産業団地及び誘致企業の被害調査並びに応急対策に関すること ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること			
							農業委員班 (農業委員会)			・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること		農業委員班 (農業委員会)	・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること

現行計画書頁	変更後			現行計画		
整理番号 1 6 P49 組織改編による課名、分掌事務の修正	部	班 名	分 掌 事 務	部	班 名	分 掌 事 務
	教育 対策部	教育総務班 (教育総務課)	・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 ・学校教育施設における避難所、救護施設等の開設に関する事 ・学校教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ・教育義援金品の配分に関する事 ・炊き出しの実施、支援に関する事	教育 対策部	教育総務班 (教育総務課)	・部内外の連絡調整に関する事 ・部内の被害状況の取りまとめに関する事 ・学校教育施設における避難所、救護施設等の開設に関する事 ・学校教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ・<u>教育義捐金品</u>の配分に関する事 ・炊き出しの実施、支援に関する事
	消防 本部	消防総務班 (消防総務課) 予防班 (予防課) 警防班 (警防課) 消防署	・消火、救出・救助、救急に関する事 ・消防活動状況及び災害情報の収集、連絡、記録集計に関する事 ・消防部隊及び消防団の運用に関する事 ・緊急消防援助隊等の受入れ、連絡調整に関する事 ・消防指令通信に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・避難誘導に関する事 ・消防広報に関する事 ・災害対策に必要な物資等の調整に関する事 ・消防機械器具の整備に関する事 ・行方不明者の捜索に関する事	消防 本部	消防総務課 予防課 警防課 消防署	・消火、救出・救助、救急に関する事 ・消防活動状況及び災害情報の収集、連絡、記録集計に関する事 ・消防部隊及び消防団の運用に関する事 ・緊急消防援助隊等の<u>受け入れ</u>、連絡調整に関する事 ・消防指令通信に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・避難誘導に関する事 ・消防広報に関する事 ・災害対策に必要な物資等の調整に関する事 ・消防機械器具の整備に関する事 ・行方不明者の捜索に関する事

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 1 7 P54 県計画に基づく修正	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 3 章 関係機関相互の連携 第 1 国・県の対策本部との連携 （2） 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 3 章 関係機関相互の連携 第 1 国・県の対策本部との連携 （2） 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
整理番号 1 8 P59～60 県条例の制定による修正 災害対策基本法の改正に基づく修正	第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 （3） 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、 障がいのある人 、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で 避難行動要支援者名簿 を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 （5） 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項 ④ 高齢者、 障がいのある人 、児童等に対する警報の伝達 市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用にも努めるものとする。	第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 （3） 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で <u>避難支援プラン</u> を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 （5） 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項 ④ 高齢者、 <u>障がい者</u> 、児童等に対する警報の伝達 市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体の活用にも努めるものとする。

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 1 9 P62 県条例の制定による修正	第 4 章 警報及び避難の指示等 第 2 避難住民の誘導等 なお、避難住民の誘導等については、県国民保護計画に定めた「避難の方法の基本的な考え方」に準じるものとし、大規模集客施設等の利用者の避難、高齢者、 障がいのある人 等の避難についても県国民保護計画に準じて行う。	第 4 章 警報及び避難の指示等 第 2 避難住民の誘導等 なお、避難住民の誘導等については、県国民保護計画に定めた「避難の方法の基本的な考え方」に準じるものとし、大規模集客施設等の利用者の避難、高齢者、 <u>障がい者</u> 等の避難についても県国民保護計画に準じて行う。
整理番号 2 0 P64 県条例の制定による修正	2 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領の項目 ⑧ 高齢者、 障がいのある人 その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 障がいのある人 、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	2 避難実施要領の策定 (2) 避難実施要領の項目 ⑧ 高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
整理番号 2 1 P65～68 県計画に基づく追加修正 災害対策基本法の改正に基づく修正	3 避難住民の誘導 (1) 市長による避難住民の誘導 (2) 大規模集客施設等における避難 市は、 大規模集客や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。 (3) 消防機関の活動 (4) 避難誘導を行う関係機関との連携 (5) 自主防災組織等に対する協力の要請 (6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (7) 高齢者、 障がいのある人 等への配慮 市長は、高齢者、 障がいのある人 等の避難を万全に行うため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 また、「 避難行動要支援者名簿 」を 活用しながら 対応を行う。その際、自主防災組織と民生委員、社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。 ⋮ (1 4) 避難住民の復帰のための措置	3 避難住民の誘導 (1) 市長による避難住民の誘導 (2) 消防機関の活動 (3) 避難誘導を行う関係機関との連携 (4) 自主防災組織等に対する協力の要請 (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (6) 高齢者、 <u>障がい者</u> 等への配慮 市長は、高齢者、 <u>障がい者</u> 等の避難を万全に行うため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 また、「 <u>避難支援プラン</u> 」を作成した後は当該プランに沿って対応を行う。その際、自主防災組織と民生委員、社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。 ⋮ (1 3) 避難住民の復帰のための措置

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 2 2 P68 国の指針、県計画の内容 変更に基づく修正	4 各事態での避難指示の考え方 (1) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、 <u>近隣のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等</u> に避難すること。 ※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。	4 各事態での避難指示の考え方 (1) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ <u>近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等</u> に避難すること。
整理番号 2 3 P75 外国人登録制度の廃止に 基づく修正	第 6 章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集 (1) 《中途省略》 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 <u>住民基本台帳等</u> 市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	第 6 章 安否情報の収集・提供 1 安否情報の収集 (1) 《中途省略》 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 <u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u> 市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 2 4 P85～86 県計画に合わせた追記、 修正	第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 4 武力攻撃原子力災害及びN B C 攻撃による災害への対処等 1 武力攻撃原子力災害への対処 (2) 放射性物質等の放出及び放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。 ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、内閣総理大臣及び原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。 (3) モニタリングの実施 市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、福岡県防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。 (4) 住民の避難誘導 ③ 市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、県知事の指示を踏まえ、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。 (5) 国への措置命令の要請等 (6) 安定ヨウ素剤の服用 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施について、県やその他関係機関と協力し、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。	第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 4 武力攻撃原子力災害及びN B C 攻撃による災害への対処等 1 武力攻撃原子力災害への対処 (2) 放射性物質等の放出及び放出のおそれに関する通報及び公示等 ① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は<u>指定行政機関の長</u>若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。 ② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、<u>指定行政機関</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>関係する指定行政機関の長及び</u>知事に通報する。 <u>(3) 住民の避難誘導</u> ③ 市長は、避難の際の住民等に対する<u>スクリーニング及び除染の実施</u>について、県知事の指示を踏まえ、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。 <u>(4) 国への措置命令の要請等</u> <u>(5) 安定ヨウ素剤の配布</u> 市長は、安定ヨウ素剤の<u>配布</u>について、県やその他関係機関と協力し、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 2 4 P86 県計画に合わせた追記、 修正	(7) 飲食物の摂取制限等 市長は、飲食物の摂取制限等の措置について、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。 (8) 職員の安全確保	(6) 職員の安全確保
整理番号 2 5 P87 県計画の文言に合わせた 修正	第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 4 武力攻撃原子力災害及びNBC 攻撃による災害への対処等 2 NBC 攻撃による災害への対処 (1) 応急措置の実施 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。	第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 4 武力攻撃原子力災害及びNBC 攻撃による災害への対処等 2 NBC 攻撃による災害への対処 (1) 応急措置の実施 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）及び糸島市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定める例により行うものとする。
整理番号 2 6 P90 県条例の制定による修正	第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がいのある人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。
整理番号 2 7 P91 市計画策定による名称の 修正	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「糸島市災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理体制を整備する。	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 1 0 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

現行計画書頁	変更後	現行計画
整理番号 2 8 P92 国の指針の内容に合わせた修正	第 1 0 章 国民生活の安定に関する措置 2 避難住民等の生活安定等 （2） 公的徴収金の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免、 国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料等の減免等 の措置を災害の状況に応じて実施する。	第 1 0 章 国民生活の安定に関する措置 2 避難住民等の生活安定等 （2） 公的徴収金の減免等 市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。